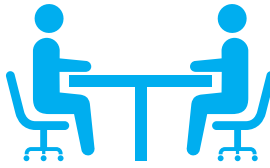


弁護士による無料法律相談を開催します

日常生活での**いろいろな法律問題**について、弁護士が相談をお受けします。

相談は**無料**です。諸問題の解決にご利用ください。
対象者は**市内にお住まいの人**となります。

相談日時 原則毎月第3木曜日
13時30分～15時20分
相談場所 美祢市役所及び各総合支所
相談時間 1人20分以内
申込方法 電話による予約制で先着5人です。
予約受付 原則無料相談の1週間前の木曜日から開始します。
開庁日の8時30分～17時までに下記の電話番号で受け付けます。
予約電話 市民相談室〔☎0837(52)5230〕



相談日	会場	予約受付開始日
4月20日(木)	美祢市役所	4月13日(木)
5月18日(木)	美祢市役所	5月11日(木)
6月15日(木)	秋芳総合支所	6月8日(木)
7月20日(木)	美祢市役所	7月13日(木)
8月17日(木)	美祢市役所	8月10日(木)
9月21日(木)	美東総合支所	9月14日(木)
10月19日(木)	美祢市役所	10月12日(木)
11月16日(木)	美祢市役所	11月9日(木)
12月21日(木)	秋芳総合支所	12月14日(木)
平成29年 1月18日(木)	美祢市役所	1月11日(木)
平成30年 2月15日(木)	美祢市役所	2月8日(木)
平成30年 3月15日(木)	美東総合支所	3月8日(木)

なお、相談日・予約受付開始日などが変更になる場合があります。
毎月発行される市報の「各種相談」でご確認ください。

問合せ先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

国民健康保険の届出を忘れずに!

就職により会社の健康保険に入ったときや、退職して会社の健康保険をやめたときなどは**14日以内に国民健康保険の届出**が必要です。

	届出に必要なもの	
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑、※
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、※
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印鑑、※
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑、※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑、※
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印鑑、※
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の時は加入したことを証明するもの）、印鑑、※
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	加入したことを証明するもの、印鑑、※
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑、※
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑、※
	市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑、※
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑、※
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	保険証、印鑑、※
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、他市区町村住民票、印鑑、※
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	保険証、身分を証明するもの、印鑑、※	
交通事故や他人の行為でケガをしたとき	保険証、印鑑、交通事故証明書、※	

※届出の際は、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。
個人番号カード又は通知カードをご持参ください。

問合せ先 市民課〔☎0837(52)5231〕

移動市長室(4月予定)

市長が地域に出向き、市民の皆さんの意見を直接お聞きします。

美祢市役所	4月17日(木) 10時30分～11時30分	厚保公民館	4月24日(木) 10時30分～11時30分
美東総合支所	4月17日(木) 13時30分～14時30分	赤郷公民館	4月24日(木) 13時30分～14時30分
秋芳総合支所	4月18日(金) 10時30分～11時30分	岩永公民館	4月26日(土) 10時30分～11時30分

※先着順に対応させていただきます。また、多数の面会希望があった場合、1人(1組)あたり15分程度とさせていただきますことをご了承ください。

各地区の公民館などへは順番に出向きます。
市役所・総合支所から遠い地域にお住いの市民の皆さん、ぜひこの機会をご利用ください。

問合せ先 秘書課〔☎0837(52)5250〕

平成29年の農作業標準賃金

農作業標準賃金表は次のことを考慮のうえ、活用してください。

☆この表は標準額を示したもので、特別な事情（休耕田、湿田、小規模田、形状の悪い田など）がある場合は、受委託者双方で賃金を協議してください。

☆下記金額には消費税が含まれています。

☆労働時間は実働8時間（休息午前15分、午後15分）、
昼食は持参。間食は原則として出さない。

☆機械作業の単位の設定は1枚のほ場面積10アールを基準とします。

☆農作業機械、燃料は受託者持ち。農薬、肥料は委託者持ちとします。

問合せ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

作業種別		単位	金額(円)	摘要	
一般農作業		1日	6,500 ~8,000	実働8時間、昼食持参	
田植時	荒起し	10アール	8,000	畑耕耘含む（休耕田は別途双方協議）	
	返し	10アール	5,000	1回	
	畦塗り	1メートル	100	機械で出来る範囲（四角は残ります）	
	代かき	10アール	8,500	植代まで	
	田植え作業	1時間	1,000	補植作業および手植作業	
	機械田植え	10アール	8,000	苗運搬は委託者、薬剤同時処理は500円加算、側条施肥は10アール当たり20kgにつき500円加算	
育苗	発芽苗	1箱	450	箱・土・農薬・肥料・種もみは受託者 運搬は委託者	
	植付苗	1箱	600		
管理	農薬・肥料散布		10アール	1,800 2,000	ホース持ちは受託者 田の中を巡回（10アール当たり20kgを超える場合は別途双方協議）
	草刈り	刈払機	1時間	1,800	1時間当たり休憩15分を含む
		モア	10アール	6,000	遊休農地は別途双方協議
	収穫時	ハーベスター		10アール	10,000
バインダー		10アール	10,000	オペレーター付（周り刈り、ひもは委託者）	
コンバイン		10アール	20,000	オペレーター付（周り刈り以外の脱穀作業は別途双方協議）	
乾燥と もみすり		半乾(はぜ)	1俵	1,300	運搬は別途加算、水分が25%以上の場合は別途双方協議 10俵以下の場合、半乾13,000円、生乾22,000円
		生乾	1俵	2,200	
もみすり		1 俵		1,300	乾燥もみ持込み
		20俵未満	1回	11,000	移動もみすりのみ
	50俵未満	1俵	520		
	50俵以上	1俵	450		
オペレーター		1時間	1,500	田植え時、収穫時とも機械は委託者のもの 大型機械は別途協議（田植機6条、コンバインとトラクターは30P S以上）	

平成28年の農地の賃借料情報

平成28年1月から12月の1年間に農用地利用集積計画で公示された賃貸借における農地の賃借料（10アール当たり）を取りまとめましたのでお知らせします。

農地の賃借は賃貸借と使用賃借があります。（割合は4：6）

田（水稻）の部

種別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金納	最高額	12,929円	14,577円	15,000円
	最低額	2,000円	937円	861円
	平均額	8,200円	5,694円	5,468円
	データ数	16	292	97
物納	最高量	58.30kg	60.00kg	60.00kg
	最低量	15.00kg	7.30kg	4.10kg
	平均量	29.23kg	25.57kg	24.91kg
	データ数	62	126	63

畑（普通畑）の部

種別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金納	最高額	10,000円	11,680円	25,000円
	最低額	10,000円	271円	15,000円
	平均額	10,000円	6,033円	21,154円
	データ数	2	44	4
物納	最高量	— kg	46.70kg	— kg
	最低量	— kg	13.90kg	— kg
	平均量	— kg	30.30kg	— kg
	データ数	0	2	0

データ数は集計に用いた筆数ですが、使用賃借は除いています。

問合せ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

